

別添

鳥取情報ハイウェイ県庁NOC室入退室装置他賃貸借業務

仕 様 書

令和7年9月

鳥取県

1 業務概要

(1) 業務名

鳥取情報ハイウェイ県庁NOC室入退室装置他賃貸借業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務概要

鳥取情報ハイウェイの県庁NOC室入退室装置（関連装置を含む）（以下「入退室装置等」という）及び第二庁舎の情報ハイウェイ用通信機器用の無停電電源装置（以下「UPS」という）の更新を行う。更新にあたって、新規に入退室装置等及びUPSを賃貸借することとし、関連ソフトウェアを含む賃貸借物品（以下「物品」という）の搬入・設置・調整及び賃貸借期間終了後の撤去を含む。ただし、ソフトウェアまたはそのライセンス類については、割賦購入とする。

(3) 物品の納入期限

令和7年10月31日

(4) 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年11月1日から令和12年9月30日まで（59月）とする。

(5) 納入場所

入退室装置等・・・鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁内（議会棟別館1階）

UPS・・・鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁内（第二庁舎3階）

2 調達の範囲

(1) 別紙賃貸借物品要件で示す物品を納入すること。納入に当たっては、発注者の指定する場所への搬入を行い、発注者が使用できるように設置及び設定作業を行うこと。その際、既設品は撤去処分すること。

(2) 賃貸借期間が満了したときは、速やかに記録媒体内の情報を消去又は記録媒体を破壊し撤去を行うこと。

なお、物品の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」（以下「データ消去手順書」という）に定めるところによる。

(3) 本業務に係るソフトウェアの使用権は発注者に帰属するものとし、ソフトウェアのライセンス登録先は「鳥取県」とすること。ただし、担当所属名まで登録が必要な場合は、「鳥取県デジタル基盤整備課」とすること。

(4) 導入作業等

物品の設置、設定及び既設品の撤去処分は、発注者が別途調達する鳥取情報ハイウェイ管理運用業務の受注者（以下「管理運用業者」という。）の協力を得て、受注者が行うこと。

なお、既設品処分を行う際の情報の消去及び記録媒体の破壊の作業に係る具体的な手順は、データ消去手順書に定めるところによる。

(5) 保守

物品の保守について、次のとおりとする。

ア 賃貸借期間中、本業務において別紙の2に記載の期間、物品の保守を行うこと。

イ 物品の障害に対し連絡がとれる保守体制にすること。

ウ 物品の修理を行う際、作業場所は発注者の管理区域内に限る。やむを得ず区域外で修理を行う場合は、事前に発注者の管理区域内において記録媒体内の情報をデータ消去手順書に従い消去すること。

エ 物品の故障等により修理する場合は、速やかに対応すること。

オ 物品の故障等により、記録媒体の初期化、ソフトウェアのアンインストール等を行った場合は、可能な限り故障前の状態に復元すること。故障前の状態への復元が困難場合は、導入当初の状態（全ソフトのインストールと当初の設定）に設定すること。その場合においても、可能な限りユーザーデータを復元すること。

カ 修理不能となった記録媒体はデータ消去手順書に従い破壊するものとする。

キ 故障等の理由により物品の交換が必要となった場合で、製造中止等の理由により同じ物品が納入できない場合は、交換前の物品と同等以上の性能を有する新品の物品を納入すること。た

だし、事前に納入しようとする物品について発注者の承認を受けなければならない。

ク 本業務において、受注者は、賃貸借期間中の物品に係る販売元からのサポート及びアップグレードを受けるために必要な契約（保守ライセンス契約等）の費用を含むこと。

ケ 受注者は、発注者がシステムを常に安全かつ完全に使用できるよう本仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担する。発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担するものとする。

コ 運用を開始した物品を発注者の事情により移設が必要となる場合は、受注者は発注者からの移設の協議に応じ、物品の移設に協力すること。

3 賃貸借期間終了時の物品の取扱い

(1) 物品は、賃貸借期間満了又は本業務に係る契約が解除されたとき、受注者の負担により速やかに撤去すること。

(2) 物品の撤去の際は、物品で使用されていた記録媒体（USBメモリ、SDカード、HDD及びSSD等）をデータ消去手順書に定めるところにより取り扱うこと。その費用は本業務に含めること。

4 提出図書

次の図書を物品の納入時に紙媒体で発注者に提出すること。電子ファイルで提出が可能なものについては電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R）に格納して1部提出すること。

※電子ファイルは、Microsoft社のWord、Excel、Powerpointのいずれかの形式及びPDF形式（PDFファイル内の文字検索が可能なこと。）の2種類で提出すること。

(1) 完成図書 2部

※主要機器一覧（ソフトウェアを含む）及び納品写真を含む

(2) 保証書及び新品証明書 各1部

(3) 保守連絡体制図 2部

(4) 取扱説明資料 2部

(5) その他発注者が必要と認める資料 1部

5 特記事項

(1) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウまでにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

(2) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

6 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、

又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 納入の確認及び引渡し

ア 受注者は、物品を全て1(5)の納入場所に納入し、発注者が使用できる状態にしたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

イ 発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、アの通知を受けた日から10日以内又は令和7年10月31日のいずれか早い日までに仕様書に定めるところにより、物品が使用できる状態にあることの確認を完了し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

ウ 発注者は、イの確認完了後、受注者が物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該物品の引渡しを受けなければならない。

エ 受注者は、物品がイの確認に合格しないときは、直ちに物品の修補又は取替えをして検査職員の確認を受けなければならない。

(3) 納入費用等の負担

ア 本業務の契約に基づく物品の納入及び撤去その他本業務に係る契約を履行するために要する全ての費用は、受注者の負担とする。

イ アの場合において、受注者が撤去を遅滞したときは、発注者は、受注者の代わりに撤去し、その費用を受注者に請求する。

(4) 物品の保守

ア 受注者は、発注者が物品を常に安全かつ完全に使用できるよう2(5)に基づき保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

イ 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施する。

(5) 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該物品が本業務に係る契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

(6) 賃貸借料の支払等

ア 受注者は、当月分の料金を翌月に発注者に請求し、発注者は、正当な請求を受理した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。

イ 発注者が、正当な理由なくアの支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(7) 所有権の表示

物品の所有権は、賃貸借期間中を通じて受注者に属し、受注者は、物品に受注者の所有物である旨を表示することができる。

(8) 物品の原状変更及び附合物

発注者は、物品の一部を除去し、取り替え、若しくは改造し、又は物品に機械器具、装備その他の物品を取り付ける必要が生じた場合、あらかじめ書面により受注者に協議する。

(9) 物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、物品に損害保険を付保する。

(10) 損害賠償

ア 受注者は、発注者が故意又は重大な過失によって物品に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

イ アの損害賠償の額は、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、受注者の付保する損害保険で補填される額は、この損害額から控除する。

(11) 任意解除

ア 発注者は、(12) 又は (13) によるほか、必要があるときは、本業務に係る契約を解除する

ことができる。

イ アの解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議して定める。

(12) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（ア）期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

（イ）正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

（ウ）（ア）及び（イ）の場合のほか、本業務に係る契約に違反したとき。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）のいずれかに該当するときは、直ちに本業務に係る契約を解除することができる。

（ア）履行不能が明らかであるとき。

（イ）履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務に係る契約をした目的を達することができないとき。

（エ）1（3）納入期限までに受注者が物品を納入しないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（12）アの催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人が本業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アにより本業務に係る契約を解除された場合、違約金として貸貸借料総額の10

分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、本業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12) ア(ア)から(ウ)及び(13)ア(ア)から(オ)までに定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(12)及び(13)による本業務に係る契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

受注者が(13)ア(カ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が本業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。物品の借り受け後においても、同様とする。

(16) 履行遅延による違約金

ア 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期に物品を借受けることができない場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。

イ アの違約金は、遅延日数に応じ、賃貸借料総額に対し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額とする。

(17) 秘密の保持

受注者は、業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に利用してはならない。

(18) 物品及び消耗品等の返還、撤去

ア 発注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは終了した場合又は(11)から(13)までにより本業務に係る契約を解除した場合、物品を遅滞なく受注者に返還しなければならない。

イ 受注者は、アの場合においては、遅滞なく物品を撤去しなければならない。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る契約の訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(20) 契約外の事項

本業務に係る契約書に定めのない事項又は本業務に係る契約書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙 賃貸借物品要件

1 物品の名称及び数量

本仕様の調達数量について以下に示す。

(1) 入退室装置等

名称	数量
入退室制御装置本体	1 式
認証端末（非接触カードリーダー）	2 式
管理端末用ソフトウェア	1 式

(2) UPS 等

名称	数量
無停電電源装置本体（ネットワークカードを含む）	1 台

2 仕様

仕様について以下に示す。

なお、物品は全て新品であること。

(1) 入退室制御装置（数量：1 式） 参考装置：入退室管理システム G G - 2

項 目	仕 様
本体仕様	・最大 8 扉の制御が可能であること
	・バッテリーを搭載し、外部電源喪失時にはバッテリーで入退室操作ができること（この操作は、バッテリー新品時で 10 分以上継続できること）
	・ネットワーク障害等により管理端末と通信不可となった場合でも、継続して入退室操作ができること
	・ゴール、美和ロック、堀商店等、国内で流通している主要メーカーの電気錠の制御に対応していること
	・自動ドアの制御が可能であること
	・自動火災報知設備と接点信号により連動が可能とし、錠前を一斉に解錠する機能を有すると共にセキュリティ上解錠されるのが望ましくない扉については、個別に施錠状態を維持できること
	・認証端末からの信号で解錠できること
	・外部からの接点信号の入力及び外部への接点信号の出力ができ、錠前制御以外に 2 つの接点信号入力、2 つの接点信号出力機能を有すること
保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・24 時間 365 日の受付窓口を有し、ハードウェア障害が発生した場合は故障箇所特定を行い、速やかにオンサイト対応を行うこと ・発注者及び受注者双方の責めによらない修理及び交換費用等の修繕に係る費用負担は、都度発注者と受注者で協議して定める
その他	・本入退室制御装置、(2) 認証端末及び管理端末を接続する配線類やネットワーク用機器（スイッチング HUB 等）を含む

(2) 認証端末（数量：2 式） ※（1）に対応する認証端末とする

項 目	仕 様
本体仕様	・非接触カードリーダーとする
	・読取可能なカードは、ISO/IEC18092 (FeliCa)、ISO/IEC14443-A (MIFARE)、ISO/IEC15693 (I-CODE) とし、同一端末において異なる種類のカードをマルチリードできること
	・認証結果、錠前の解錠状態、こじ開け等のエラー発生時に音、音声および LED 表示にて警報が発報できること

	・現在発注者が利用中の ISO/IEC14443-A (MIFARE) 準拠のカードを使用できること
保守仕様	・保守期間は、現地納品日から令和 12 年 9 月 30 日までとする ・24 時間 365 日の受付窓口を有し、ハードウェア障害が発生した場合は故障箇所特定を行い、速やかにオンサイト対応を行うこと ・発注者及び受注者双方の責めによらない修理及び交換費用等の修繕に係る費用負担は、都度発注者と受注者で協議して定める

(3) 管理端末用ソフトウェア (数量: 1 式) ※ (1) 及び (2) に対応するソフトウェアとする

項 目	仕 様
ソフトウェア	・操作画面、取扱説明資料は日本語表示とする
	・MicroSoft 社の OS の Windows11 で動作する管理端末 (パソコン) にインストールして使用できること ※管理端末は、発注者の指定するパソコンとする ・管理端末の OS が後継 OS に更新された場合、当該ソフトウェアのバージョンアップ等で対応できることとし、その際、今回導入の物品の変更を必要としないこと
	・管理端末と入退室制御装置及び認証端末をネットワーク接続することで、入退室装置等の各種設定や登録、遠隔操作、状態のモニタリング、履歴情報の収集等を行うことができること
	オペレーター管理機能 ・ログイン ID 及びパスワードの設定により、メニュー表示や操作権限の異なるオペレーターを複数登録できること
	利用者情報管理機能 ・利用者情報を最低 10,000 件の登録を可能とすること ・テキストファイルで作成した利用者登録情報を取り込み、登録する機能を有すること。 ・1 利用者に対して複数のカード情報を設定できること ・利用者に対して、使用開始、有効年月日および日時情報等の付帯情報を設定できること ・利用者毎に異なる入退室権限を設定できること ・カードの紛失、破損の際に利用者情報を削除することなく、一時的にカードの使用を制限できる機能を有すること
	監視画面機能 ア 扉状態表示 ・扉の開閉状態、錠前の施錠状態、エラーを表示可能であること ・錠前の遠隔施錠操作ができること ※操作機能としては、一回解錠、連続解錠 (施錠操作を行うまで解錠状態保持)、施錠、タイマー解錠 (施錠時刻を指定して連続解錠) ができること ・扉が一定時間以上開扉状態の場合に、監視画面に開扉時間をオーバーしたことが表示され、扉に設置される認証端末からエラー鳴動する機能を有すること ※長時間開扉状態を行う際は、一時的に開扉時間の監視をオフにできる機能を有すること イ 履歴表示 ・入退室操作、異常動作等の履歴をリアルタイムに表示する機能を有すること ・異常動作はオペレーターが一目で判別できるように赤字にする等、他の履歴と異なる表示とすること ・ネットワーク障害等により一時的に入退室制御装置と通信不可の状態になっ

	た場合、入退室制御装置側に履歴を記録し、障害復旧後に管理端末で履歴確認ができること ウ 在室表示 ・入室側及び退室側両方に認証端末が設置されている扉はで区画されたエリアの在室者表示ができること ・在室者表示に入室時刻表示ができること ・オペレーター操作により在室情報を削除等編集できる機能を有すること エ 機器状態表示 ・管理端末と入退室制御装置等の通信状態及び異常状態を表示可能とすること
	履歴検索機能 ・利用者の入退室及び異常動作等の履歴について、利用者、履歴内容及び日時等のソート条件により検索ができること ・入退室履歴、オペレーター操作履歴及び異常動作等の履歴は、CSV及びテキスト形式で出力可能なこと
その他	・賃貸借期間中にソフトウェアのバージョンがアップされた場合は、最新のソフトウェアに更新を行うこと

(4) 無停電電源装置本体（数量：1台） 参考型番：Omron BN75T

項 目	仕 様
本体仕様	・給電方式は、常時インバータ方式又はラインインタラクティブ方式とする ・冷却方式は、強制空冷（ファン有り）とする
	・定格入力電圧 100V、入力周波数 50Hz 及び 60Hz、プラグ形状 NEMA 5-15P に対応すること ・定格出力電圧 100V（出力電圧 AC100V±6%以内）、定格出力電流 7.5A 以上、主力容量 750kVA 以上に対応すること ・出力周波数は 50/60Hz±1%以内とし、出力波形は正弦波とする ・ラインインタラクティブ方式の場合の切替時間は 10ms 以内とする ・最大負荷時のバックアップ時間は、4 分以上とする
	・周囲温度 0～40℃/湿度 25～85%（無結露）の環境で利用できること
	・外形寸法（W×D×H）は、蓄電池部分を含め 150×360×170mm 以内とし、本体重量は 20kg 以内とする
	・入力用の 1.5m 以上の電源ケーブルが付帯していること
	・ネットワークにより遠隔監視が可能であること
その他	・ネットワーク監視に必要な付属品を付帯すること
保守仕様	・5 年間の無償保証を付帯すること